

住宅耐震

耐震診断・改修工事の費用補助をします



住まいの安全性を確認して災害などに備えましょう

■あなたの「お住まい」は安全ですか

町では、住宅の耐震診断や耐震改修工事費用の一部を補助します。

平成12年5月31日以前に着工された建築物は、耐震性が劣る危険性があると言われています。

耐震診断（精密診断）を受け、お住まいのどの部分が弱いのかを調べ、耐震改修工事に生かしてみませんか。

▼補助対象建築物

- ・町内に所在する戸建木造住宅で現に居住しているもの
- ・平成12年5月31日以前に着工したもの
- ・過去に耐震診断・改修工事をして補助金をもらっていないもの

・在来軸組構法によって建てられた平屋建て、もしくは2階建のもの

詳細については、町建設課にお問い合わせください。

▼補助対象者

住宅の所有者で、町税などの滞納がない人

▼補助金額

○耐震診断

耐震診断（精密診断）に要する費用の3分の2以内の額で、1戸につき8万6,000円を限度とします。

○耐震改修工事

耐震改修工事および工事監理に要する費用の50%（町外業者が施工する場合は40%）以内の額で、1戸につき100万円を限度とします。

耐震診断・改修補助制度を利用する際には申請が必要ですので、建設課までお問い合わせください。

▼お申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183

（内線162）

✉klg209@town.kosa.lg.jp

町建設課 ☎096-234-1183(内線162) ✉klg209@town.kosa.lg.jp

国民年金

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成30年9月までの期間に限り過去5年分まで納めることができる後納制度があります。例えば、平成27年12月に後納申し込みをして同月に承認が行われた場合は、平成22年12月分まで遡って後納することができます。月末に申し込みをされた場合は翌月の承認になることがありますので、平成23年1月分までの遡りとなります。

後納制度を利用することで年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得ることができ

国民年金保険料の納め忘れはありませんか



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

たりします。過去5年間に納め忘れの保険料がある人は、ぜひ後納制度をご利用ください。

●後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問い合わせ先

・国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570・011・050

・050から始まる電話で掛ける場合

☎03・6731・2015

▼受付時間

毎週月曜日

午前8時30分～午後7時

毎週火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※お問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話から掛ける場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話などや050から掛ける場合は、通常の通話料金が掛かります。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104) ✉klg106@town.kosa.lg.jp

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画（12月24日〔木〕～1月5日〔火〕）

● 家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年 末	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月24日（木） 12月28日（月）	・通常持込期限 12月29日（火） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ※持込時間厳守 ・持込料 100円/10 ^{kg} ※個人・事業者の持込可
	宮内地区、立岩団地、甲佐地区（星の川団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月25日（金） 12月29日（火）	
年 始	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月4日（月）から	1月4日（月）から 通常持ち込み
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地、立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月5日（火）から	

▶ お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎ 096 - 282 - 0688

● し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年 末	全地区	12月28日（月）まで	年末は非常に混み合いますので、早めにし尿くみ取り業者にお申し込みください。
年 始	全地区	1月4日（月）から	通常受け入れ

▶ お申し込み・お問い合わせ先

・甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部を除く）

米村衛生社 ☎ 096 - 234 - 0308

・宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部）、竜野地区、乙女地区、白旗地区

甲佐衛生社 ☎ 096 - 234 - 1217

町環境衛生課 ☎ 096-234-1169（内線 252） ✉ klg210@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■ あなたは性別役割分担意識にとらわれていませんか

（問1）Aさんが夕食の支度をしているとき、玄関のチャイムが鳴りました。息子が応対に出るとセールスの人でした。その人が「お母さんはいますか」と尋ねると、息子は「出掛けてます」と答えました。なぜ、息子はそう答えたのでしょうか

（問2）父親とその娘がドライブから帰る途中、中央線を越えてきた対向車と衝突し、父親は即死。娘は意識不明の重体で、救急車で病院に運ばれ、手術を受けることになりました。ところが、手術室に入った外科医が「これは私の娘だ」と叫びました。さて、この3

「男は仕事、女は家庭」性別役割分担意識



あなたは先入観で「役割分担」していませんか

人の関係はどういうものでしょう。
● 男女共同参画を考える上で重要な意識を持ちましょう

これら2つの問いに答えるとき、私たちの邪魔をするもの。それが先入観です。

問1の答えは「夕食の支度をしていたAさんは、男性であり息子さんにとってはお父さんであつたから」です。夕食の支度をしているAさんを無意識に女性だと認識してしまった人は、おそらくこの問いに答えることはできなかったでしょう。

「男は仕事」「女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、男女共同参画の浸透度を測る一つの指標になっています。

問2の答えは「外科医は、意識不明で運ばれた娘の母親であり3人は親子関係である」です。問1と同様、「外科医」を「男性」と認識してしまうと、この問いに答えることはできません。

これらはほんの一例ですが、私たちの中には少なからずこのような固定的役割分担意識という先入観があると言えます。男女共同参画を考える上で、このことを知っておくことが重要です。

町総務課 ☎ 096-234-1140（内線 222） ✉ klg202@town.kosa.lg.jp